

障害福祉サービス等集団指導 日中活動編

令和6年度

熊本市障がい福祉課

目次

- ▶ 第1部 運営指導における主な指導事項
- ▶ 第2部 令和3年度改正時に追加された主な事項
- ▶ 第3部 サービス管理責任者等に関する告示の改正について
- ▶ 第4部 令和6年4月障害福祉サービス等報酬改定について(概要)

第1部 運営指導における主な指導事項

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

個別支援計画の作成

- 個別支援計画が作成されていない。(提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- 個別支援計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨の確認、記名等を得ていない。
- 同意日の日付けが未記入。

特に多い！

個別支援計画未作成減算となる場合があります。

【参考】計画未作成でサービスの提供～作成した月まで減算

- ・減算適用1月目から2月目 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

個別支援計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者以外の職員が計画の作成を行っている。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報だけを基に個別支援計画を作成している。
- モニタリングの結果を記録していない。

個別支援計画未作成減算となる場合があります。(※再掲)

【参考】計画未作成でサービスの提供～作成した月まで減算

- ・減算適用1月日から2月目 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

個別支援計画の作成

事業種別	見直し時期
<u>共同生活援助、療養介護、生活介護、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援、施設入所支援</u>	少なくとも 6月に1回以上
<u>自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 就労移行支援、自立生活援助</u>	少なくとも 3月に1回以上

※ 令和3年度制度改正により、就労定着支援については、見直し時期が3月に1回から、6月に1回に変更になりました。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

個別支援計画に作成に伴う担当者会議及び会議録

- 担当者会議は行われているが、会議録が作成されていない。
- 会議録はあるが、参加者や発言内容、誰の発言かの記録がない。
- 「特変なし」など、会議の内容が不明瞭なものがある。

特に多い！

※担当者会議録がない場合は、個別支援計画未作成減算に該当しますので、作成される際には、十分ご注意ください。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

サービス管理責任者の責務

- サービス管理責任者が、個別支援計画を作成していない。
- サービス管理責任者が、利用者の状況を適切に把握していない。
- サービス管理責任者が、他の従業者に計画の内容を説明していない。(直接支援する従業者が個別支援計画の内容に沿った支援ができていない。)

サービス管理責任者が個別支援計画を作成していなかったり、基準に則ったモニタリング等の実施がなされず、利用者の状況が適切に把握できていない個別支援計画書の場合、個別支援計画未作成減算となる場合があります。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

サービス管理責任者の責務

【サビ管研修】

サービス管理責任者に就くには実務経験を満たしているのみではなくサービス管理責任者「更新研修」又は「基礎研修」後の「実践研修」を受講している必要があります。

また、「更新研修」又は「実践研修」受講後は、「更新研修」を5年毎に受講する必要があります。「更新研修」や「実践研修」の修了証に次の研修の受講期限が記載されていますので受講忘れがないようにしましょう。

なお、更新研修を受講するためには、受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験があること、又は現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事していることが求められます。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画(非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害 を網羅した避難マニュアルを含む)が策定されていない。または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。

※「要配慮者避難確保計画」を策定された事業者については、毎年、当該計画に基づく避難訓練を行い、「訓練実施報告書」を防災計画課へ提出する必要があります。

避難訓練を実施した場合は、日時、内容等を記録に残してください。

なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

【令和3年度制度改正】

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する基準)

給付費の額の通知について(基準省令第23条関係準用含む)

- 利用者に対し、給付費の額の通知がなされていない。 特に多い！
- 通知はあるが、利用日等の確認ができる項目がない。(実績記録表等で確認している。)

法定代理受領により市町村から介護給付費(訓練等給付費)の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費(訓練等給付費)の額を通知しなければならない。←基準省令

この通知については、金額のほか、利用日数(いつ利用しているか)も併せて確認できる通知となっていることが望ましい。

※複数枚で確認をされている事業所が多かったため、1枚の紙で完結可能な通知となるよう努めてください。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(人員に関する基準)

【生活介護】従業員の員数(1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第78条 指定生活介護事業者が、指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で次の(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。
 - (1)平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 - (2)平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 - (3)平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 - ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(人員に関する基準)

【生活介護】従業員の員数(2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

- ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
- ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする。
- 三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。(第4項から第7項は省略)

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(人員に関する基準)

職場定着のための支援の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第85条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

【平成30年度制度改正に伴う見直し】

※その他の日中活動系事業所(就労継続支援B型以外)についても同様の取扱いとなります。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

定員規模別単価の取扱いについて

- 日中活動系サービスにおける多機能型事業所において、サービス費の算定が誤っている。
- 従たる事業所を持つ日中活動系サービス事業所において、サービス費の算定区分が誤っている。

報酬を請求する場合の利用定員の算出に当たって、多機能型事業所にあってはサービス事業ごとの利用定員を合計した利用定員の規模、また、従たる事業所を持つ事業所にあっては、主・従の利用定員を合計した利用定員の規模で請求する必要があります。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

定員超過利用減算

- 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し(利用定員の増数変更など)が行われていない。

※総量規制対象サービス(生活介護、就労継続支援A型、B型)については、利用定員を変更することが出来ない場合がありますので、事前に障がい福祉課(障がいサービス課)へご相談ください。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

人員欠如減算

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる人員 を満たしていない。
- 生活介護において、看護職員が年に数回しか勤務していない。(配置あるいは勤務していない)
- サービス管理責任者が退職したとき以降、後任の者が配置されていない。

サービス管理責任者の配置には、特に注意してください。

※要件を満たしていない方を配置しているケースが増えています。

→サービス管理責任者未配置減算になります。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

人員欠如減算

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、減算が適用となる月から3月未満の月は所定単位の 100分の70で算定してください。

減算が適用されてから、3月以上連続して満たない場合は、減算が適用された3月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位の 100分の50で算定してください。なお、1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算となります。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(人員に関する基準)

人員欠如減算

サービス管理責任者が配置されていない場合は、翌々月から人員欠如が解消された月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

減算が適用されてから、5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された5月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位の100分の50で算定してください。

なお、多機能型事業所等であって、複数の障がい福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合には、当該複数の障がい福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について、減算となります。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

食事提供体制加算

- 外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。

原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定することが可能です(食事の提供に関する業務を第三者に委託することは差し支えありません。)

なお、クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により施設外で調理された食事を再度加熱するもの又はクックサーブにより提供するものに限り認められます。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

食事提供体制加算

- 出前や仕出し弁当等による食事を温めなおして提供する場合や主食や汁物のみを施設内で調理し、主菜や副菜は給食業者が調理したものを提供する場合において加算を算定している。

出前や市販の弁当を購入して利用者に提供する場合は加算の対象とはなりません。

※給食業者と委託契約があり、クックチル、クックフリーズ、真空調理、クックサーブのいずれかの方法にて提供されるものに限る。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- 基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月(減算が適用される月)から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

【平成30年度制度改正に伴う見直し】

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

福祉専門職員配置等加算

- 従業者の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たせていない。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者の人事異動や、退職により、加算の要件である常勤配置している従業者のうち有資格者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師)の割合(I型は100分の35以上、II型は100分の25以上)、常勤換算により常勤配置している従業者の割合(100分の75以上【Ⅲ型】)又は常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合(100分の30以上【Ⅲ型】)を満たせなくなった時は、加算を算定しないこと。

※下線部の割合は実際の人数で算出します。なお、就労移行支援のみ、作業療法士についても有資格者に含めます。【平成30年度制度改正による見直し】

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

欠席時対応加算

- 利用中止の連絡のあった日時、利用者の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。

利用予定日の前々日、前日(※営業日で算定)又は当日に中止の連絡があった場合に、利用する事業者毎に1月に4回を限度として算定が可能です。なお、算定要件として、**電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容を記録(※)**しておくこと。

なお、1度で、複数日の中止の連絡があった場合の加算の算定は、1回となりますのでご注意ください。

(※)太字部分の記録が無い場合は、算定できません。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

送迎加算

- 日常的に送迎を利用している利用者について、送迎を利用しない日においても加算を算定している。
- 送迎加算(Ⅰ)について、1回の送迎につき平均10人以上かつ週3回以上の送迎を実施していない。
- 送迎車両ごとの運行記録がない。※利用者がどの車両で送迎されたか把握されていない。
- 事業所専用の送迎車両を使用していない。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

送迎加算

原則として事業所と居宅の間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。

※送迎場所については、あらかじめ利用者と合意形成の上行ってください。

平成30年度制度改革により、障害支援区分5若しくは6、又はこれに準ずる者(一定以上の行動障がいをもつ者又は痰の吸引を必要とする者)が100分の60以上の場合、片道につきさらに28単位が加算されます。(生活介護のみ)

また、同一敷地内の送迎について、所定単位数の100分の70により算定することとなりました。【平成30年度制度改革に伴う見直し】

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

請求全般について

- 利用した日の支援記録がない。※食事提供や送迎等の有無
- 基本報酬や加算算定の要件を満たしていない。
- 毎月、利用実績が同一のため、実績記録表をコピーしている。 など

上記内容については、不正請求と疑われる状況にあることを今一度認識いただき、支援を行ってください。不正が明らかとなった場合は、給付費を返還する必要がありますので、十分精査した上で請求してください。

原則、記録が無いものについては、請求出来ませんのでご注意ください。

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

多機能型事業所の定員区分等

○多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、報酬等算定時の「定員区分」には、利用定員の合計数を設定する。

○ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。

サービス名	加算名
生活介護	人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	就労移行支援体制加算
就労継続支援A型	重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型	重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

運営指導における主な指導事項(日中活動系サービス)

(運営に関する事項)

苦情相談について

- 支援員等が不親切(特に就労系の事業所においては、納期等の関係で作業を急がせるような場面での内容が多い)
- 他の事業所を探してくれない(利用者が希望する場合は、次の事業所へ繋ぐるなどの配慮が必要です)
- 工賃の未払い(遅延)

苦情の大多数を占めるのが、支援員の言動に関する内容となります。
注意の仕方や指導方法を変えるだけでも、解消されと思われる内容もあります。
また、障害特性に配慮した支援が必要と考えまのすで、職員会議等を利用し、支援の在り方の再確認をお願いします。

第2部 令和3年度改正時に追加された主な事項

令和3年度改正時に追加された主な項目等

- 1 各種委員会の設置及び開催(虐待防止、身体拘束、衛生管理)
- 2 業務継続計画(BCP)の策定
- 3 要配慮者避難確保計画
- 4 勤務体制確保の取り組み

1-(1)虐待の防止 ※基準省令抜粋

①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(1回以上/年)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

②事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。※新規採用時は必ず実施すること。

③適切に実施するための担当者を置くこと。

※委員会を開催した場合は、必ず会議録(出席者、内容等)を作成してください。なお、記録が確認できない場合は、未実施となりますのでご注意ください。

虐待防止措置未実施減算

※上記基準を満たしていない場合、所定単位数の1%を減算

【令和6年度4月制度改正に伴う見直し】

1-(2)身体拘束等の禁止 ※基準省令抜粋

- ①サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- ②やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(1回/年)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

次ページへ続く

1-(2)身体拘束等の禁止 ※基準省令抜粋

④身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※委員会を開催した場合は、必ず会議録(出席者、内容等)を作成してください。なお、記録が確認できない場合は、未実施となりますので、ご注意ください。

身体拘束廃止未実施減算

※上記基準を満たしていない場合、所定単位数の1%を減算

【令和6年度4月制度改正に伴う見直し】

1-(3)衛生管理等 ※基準省令抜粋

- ①従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行う(※次ページにて解説)するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ⑤従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

1-(3)衛生管理等

◆委員会の開催頻度

- ① 療養介護、施設入所、障害児通所及び入所支援
概ね3ヶ月に1回、感染症流行時は随時
- ② ①以外の事業所
概ね半年に1回、感染症流行時は随時

※委員会を開催した場合は、必ず会議録(出席者、内容等)を作成してください。なお、記録が確認できない場合は、未実施となりますので、ご注意ください。

2 業務継続計画の策定等

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画未作成減算

※感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の1%を減算

【令和6年度4月制度改正に伴う見直し】

3 要配慮者避難確保計画 ※居宅・相談系以外

- 事業所の所在地が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置する場合は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を行う必要があります。
- また、訓練実施後は、避難訓練実施報告書を本市防災計画課へ提出する必要があります。
- 計画の作成や、避難訓練実施報告書の様式等については、防災計画課のHPをご確認ください。[⇒⇒⇒ここをクリック](#)

※訓練実施後の報告書の未提出を確認しております。実施後は必ず防災計画課へ報告書を提出してください。

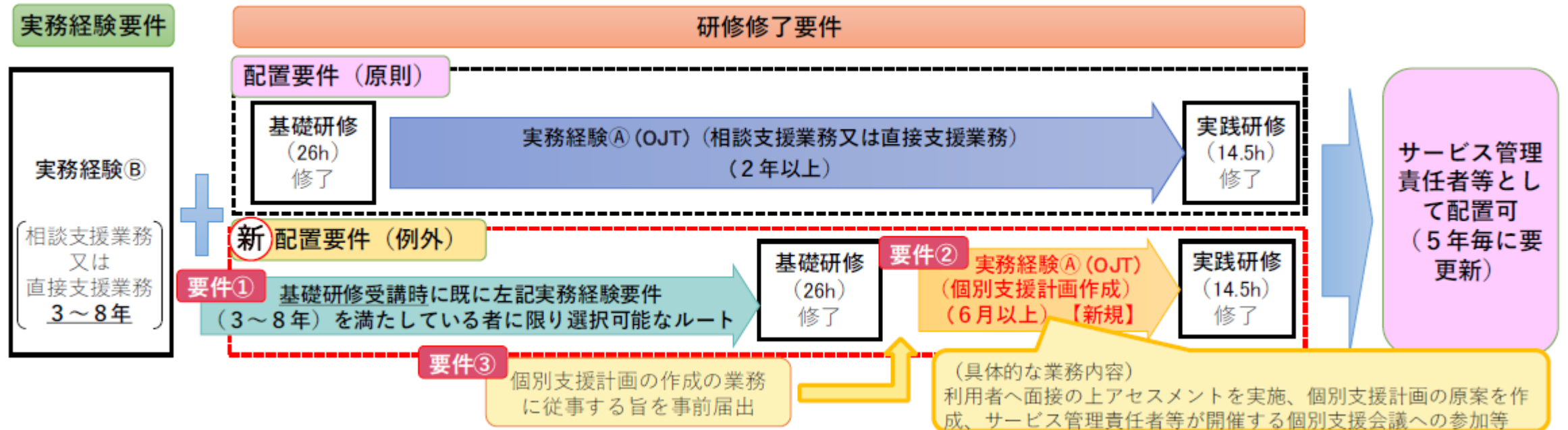
4 勤務体制確保の取り組み

- ・利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・事業所ごとに、事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。
- ・従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ・適切なサービスの提供を確保する観点から、**職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化**等の必要な措置を講じなければならない。

第3部 サービス管理責任者等に関する告示の改正について

改正のポイント

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を**充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講が可能となった。



※次ページ以降に記載する**全ての**要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

要件 ①

基礎研修受講時 に既にサービス管理責任者等の配置に係る 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年を満たしている。

※サービス管理責任者(児童発達管理責任者)の実務経験一覧表にてどの経験年数を経過しているかを確認してください。(相談支援業務、直接支援業務、有資格者、国家資格)

要件 ②

障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)

- (1) サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成まで一連の業務(※)を行う。
- (2) やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いてる事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事、個別支援計画の作成一連業務を行う。

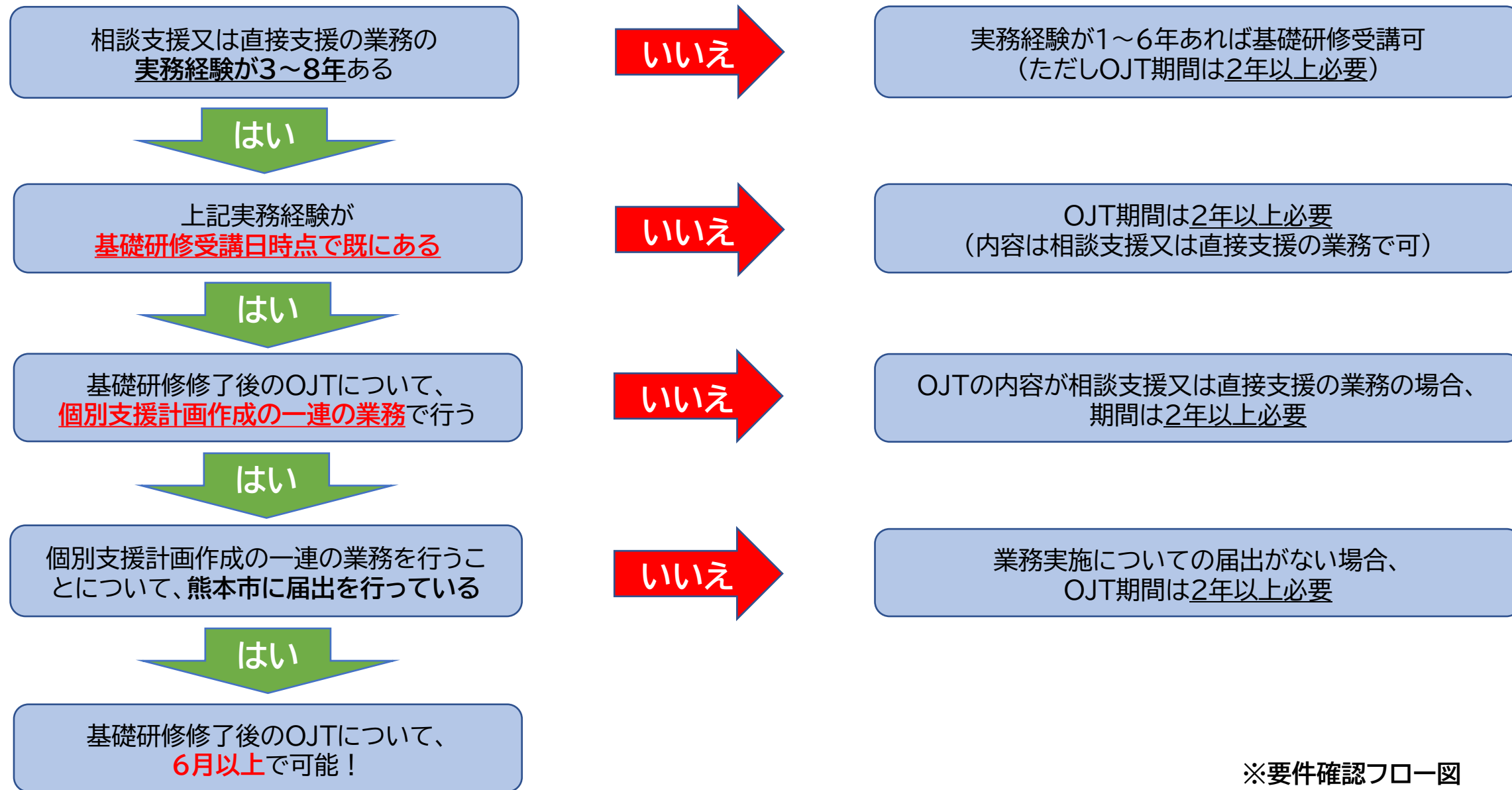
(※)利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等(概ね10回以上実施が基本)。

要件 ③

サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者以下サービス管理責任者等という)業務に従事することについて、指定権者届出を行う。

※OJTを開始する際の届出は、以下の様式を事前に提出してください。

①変更届出書、②申請書付表、③サービス管理責任者等の経歴書及び資格証明書、④サービス管理責任者等の実務経験証明書、⑤サービス管理責任者等の実務経験年数・確認表、⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、⑦法人が所有する事業所に係る組織体制図、⑧運営規程



※要件確認フロー図

第4部 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

主な改正内容

【生活介護】

生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入(基本報酬)。

※サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける。

→当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が個別支援計画に位置付けられた標準的な利用時間より短くなった場合であっても、標準的な利用時間にて報酬算定が可能。

●重度障害者支援加算の取得要件の見直し

- ・区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設
- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする(体制加算部分は廃止)

※生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

主な改正内容

【生活介護】

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等

主な改正内容

【自立訓練(生活訓練)】 ※基本報酬の見直し

生活訓練サービス費(Ⅰ)(例:利用定員が20人以下の場合)

748単位/日 → **776単位/日**

生活訓練サービス費(Ⅱ)(例:視覚障害者に対する専門的訓練の場合)

750単位/日 → **779単位/日**

生活訓練サービス費(Ⅲ)(例:利用期間が2年間以内の場合)

271単位/日 → **281単位/日**

※機能訓練も同様

主な改正内容

【自立訓練(機能訓練、生活訓練)】 ※加算要件の見直し

●機能訓練

【一部新設】リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日

※頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えて SIMを活用して評価を実施等した場合

●生活訓練

【一部新設】個別計画訓練加算(Ⅰ) 47単位/日

※現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

主な改正内容

【自立訓練(機能訓練、生活訓練)】 ※宿泊型自立訓練除く

【新設】ピアサポート実施加算 100単位／月

利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活が続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【宿泊型自立訓練】 ※加算要件の見直し

日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

支援の3日目から算定可→支援の初日から算定可

主な改正内容

【自立訓練(機能訓練)】 ※リハビリテーション職の配置基準の見直し

人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。

【就労移行支援】

・利用定員規模の見直し
利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

・支援計画会議実施加算の見直し ※加算名称の変更及び取得要件の変更

地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

支援計画会議実施加算→地域連携会議実施加算

主な改正内容

【就労継続支援A型】

スコア方式による評価項目の見直し ※見直し後

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	－20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

主な改正内容

【就労継続支援B型】

平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。

新たな従業員配置(6:1)を新設

【新設】目標工賃達成加算 10単位／日

人員配置(6:1)の事業所であって
目標工賃達成指導員配置加算を算定
している事業所が、工賃向上計画に
基づき、工賃が実際に向上した場合
の評価。

従業員配置 6 : 1 (新設)

定員20人以下の場合

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

主な改正内容

【就労継続支援B型】

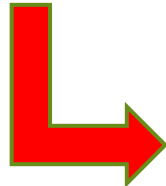
平均工賃月額の見直し

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

※見直しに伴い現行算定方式における除外要件は廃止

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ $\text{工賃総額(イ)} \div \text{工賃支払対象者の総数(ア)}$ により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。



【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

主な改正内容

【就労継続支援B型】

「利用者の就労や生産活動等への参加等」により一律に評価する報酬体系

※従業員配置6:1の新設

従業員配置7.5 : 1		定員20人以下の場合	
定員	基本報酬		
	【現行】	【見直し後】	
20人以下	556単位/日	530単位/日	

<u>従業員配置 6 : 1（新設）</u>		定員20人以下の場合	
定員	基本報酬		
20人以下	584単位/日		



ピアサポート実施加算 (現行)	100単位/月
地域協働加算 (現行)	30単位/日
重度者支援体制加算 (現行)	22～56単位/日
【短時間利用減算】 (新設) 所定単位数の70%算定	
利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合 (個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外)	

主な改正内容

【就労定着支援】

- ・実施主体に障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加。
- ・本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- ・就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

定着支援連携促進加算の見直し ※加算名称及び加算算定要件の見直し

定着支援連携促進加算→地域連携会議実施加算

地域連携会議実施加算(Ⅰ)579単位／回

※サービス管理責任者参加必須

地域連携会議実施加算(Ⅱ)405単位／回

※就労定着支援員が参加しサービス管理責任者へ情報共有必要

日中活動編は以上になります。

ご視聴ありがとうございました。